

「第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画」について

市は、子どもの権利に関する条例第36条に基づき、子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に推進するために「川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、計画に基づき施策を推進してきました。

この度、パブリックコメントを経て、新たに3年間（平成29年度～31年度）の行動計画を策定しました。今後、本計画に基づいて、庁内の横断的な連携のもと、子どもの権利を保障する取組を推進します。

1 計画の期間

平成29(2017)年度～31(2019)年度 [3年間]

2 計画の概要

◎第5次計画の主な特徴

- ・計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するために、新たに「成果指標」を施策の方向ごとに設定しました。
- ・社会状況を踏まえて新たに3つの重点的取組を見直しました。

◎基本目標

- (1) 子どもの安心と自己肯定感の向上
- (2) 子どもの意見表明・参加の推進
- (3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

◎施策の方向

- 施策の方向Ⅰ 「広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援」
 - 施策の方向Ⅱ 「個別の支援」
 - 施策の方向Ⅲ 「家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障」
 - 施策の方向Ⅳ 「子どもの参加」
 - 施策の方向Ⅴ 「相談及び救済」
- ⇒それぞれの「施策の方向」ごとに成果指標を設定しています。

◎24の推進施策

◎45の取組

◎重点的取組

- (1) 子どもへの切れ目のない支援の取組
- (2) 困難を抱えた子どもを支援する取組
- (3) 子どもの居場所を支援する取組

※計画本編は市ホームページで御覧いただけます。[市政情報→平和・人権・交流→子どもの権利施策]

[参考]パブリックコメントの実施結果

- (1) 意見の募集期間 平成28年12月12日（月）～平成29年1月12日（木）
- (2) 意見提出数（意見数） 304通（1,164件）



11月20日はかわさき子どもの権利の日

担 当

こども未来局青少年支援室
200-2689（内線43304）

